

羽村市告示第 148 号

羽村市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

羽村市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

羽村市認可地縁団体印鑑登録証明事務取扱規則の一部を改正する規則

を公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

羽 村 市 長

橋 本 弘 山

羽村市規則第 30 号

羽村市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

羽村市規則第 31 号

羽村市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

羽村市規則第 32 号

羽村市認可地縁団体印鑑登録証明事務取扱規則の一部を改正する規則

羽村市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

羽村市児童育成手当条例施行規則（昭和５７年規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（所得の額）

第３条 条例第４条第２項第１号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは３７５万８千円とし、扶養親族等又は児童があるときは３７５万８千円に当該扶養親族等（３０歳以上７０歳未満の所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する扶養親族にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）又は児童１人につき３８万円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（７０歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族である場合にあつては当該同一生計配偶者又は老人扶養親族１人につき４８万円、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。以下同じ。）である場合にあつては当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族１人につき６３万円）を加算して得た額とする。

付 則

（施行期日）

- １ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規則による改正後の第３条の規定は、令和８年６月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

羽村市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

羽村市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第5資格免許を有する業務に従事する者の項平日の欄及び同項土日・祝日の欄中「1,230円」を「1,280円」に改め、同表一般事務に従事する者の項平日の欄及び同項土日・祝日の欄中「1,230円」を「1,280円」に改め、同表その他の項平日の欄及び同項土日・祝日の欄中「1,230円」を「1,280円」に、「1,260円」を「1,280円」に、「1,270円」を「1,280円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表5の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

羽村市認可地縁団体印鑑登録証明事務取扱規則の一部を改正する規則

羽村市認可地縁団体印鑑登録証明事務取扱規則（令和４年規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「第１９条第１項第１号」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１０条中「第１９条第１項第１号トの」を「第１８条の３第１項第７号に」に改める。

付 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。